

水産関係公共工事等発注者支援機関認定 に係る募集要項

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月1日施行、令和6年6月19日改正法施行）では、「発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすること、職員の不足その他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。」と規定されています。

併せて、漁港管理者の市町村における技術系職員不足への対応は喫緊の課題であり、事業における入札契約、工事、維持管理等の業務を支援する必要性が生じています。

このため、水産関係公共工事等（水産関係公共工事等とは、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、漁港海岸事業及び水産関係施設の災害復旧事業に係る公共工事及び公共工事に関する調査等）発注者支援機関認定協議会（以下「協議会」という。）では、水産関係公共工事等における発注関係事務を適切かつ公正に行うために、令和2年度より「水産関係公共工事等発注者支援機関」（以下「支援機関」という。）を認定する制度を創設しました。

本制度は、発注関係事務を公正かつ適正に実施することができる者を適切な評価を行った上で認定するものであり、認定された機関が、発注者からの要請に基づき発注関係事務を適正に支援することにより、発注者の責務を果たすことを目的としています。

協議会では、この支援機関の公募を本要項に基づき実施します。

令和7年12月

水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会事務局

※ 本件に申し込まれる際は、要項を最後までよくお読みください。

【問い合わせ先】

水産庁 漁港漁場整備部 事業課 施工積算班 課長補佐 後藤
担当係長 阿嘉

〒100-8907 東京千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎第1号館8階

TEL：03-3502-8494（直通）

【水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度要項】

◆ 水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度要項については、下記のホームページで公開しています。

水産庁ホームページ 「水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度要項」

URL : <http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/index.html>

～ 目 次 ～

「水産関係公共工事等発注者支援機関認定」の申請から認定まで	1
1. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定要件	2
2. 支援する業務内容	2
3. 支援技術者の要件	3
4. 認定後の支援機関の遵守義務	3
5. 認定の取り消し	3
6. 申請書の受付期間	3
7. 申請に必要な書類	4
8. 申請書の送付先	4
9. 認定証の交付	4
10. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定の有効期限	4
個人情報の取扱いについて	5
水産関係公共工事等発注者支援機関認定申請書	6
発注関係事務の受注実績確認書（別紙①）	7
支援技術者の業務経歴書（別紙②-1、別紙②-2）	8
参考資料	11

「水産関係公共工事等発注者支援機関認定」の申請から認定まで

【1. 認定申請書等書類の提出】

当該要項をよくご確認くださいうえで所定の書類を作成し、水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会事務局の水産庁漁港漁場整備部事業課施工積算班宛に郵送（配達記録）にてお申し込み下さい。

なお、「支援機関認定申請書」、「発注関係事務の受注実績確認書」「支援技術者の一覧表」、「支援技術者の業務経歴書（有資格の合格証のコピーを含む）」を一括して送付してください。

※ 提出書類は、ホームページに掲載された認定申請書等を使用して下さい。

[R 7. 12月中旬～R 8. 1月中旬]



【2. 提出書類の審査】

提出された書類の審査は、「水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会」（別紙参照）が行います。

[R 8. 1月中旬～2月上旬]



【3. 発注者支援機関の認定】

書類審査にて要件が満たされていると判定された機関には、水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会から認定証を交付します。

[R 8. 2月下旬]



【4. 認定結果の公表】

認定を受けた機関は、水産庁のホームページ等において公表します。

[R 8. 3月上旬]



【5. 発注者支援業務の受託】

発注者の要請に基づき、水産関係公共工事等に係る発注関係事務の支援を行います。

[R 8. 4月以降]

1. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定要件

(1) 支援機関の資格

支援機関の資格認定は、水産関係工事等発注者支援機関認定協議会（以下、協議会という。）が評価することにより付与されるものとする。

なお、支援機関の資格認定の付与に当たっては、応募のあった機関の「2. 支援する業務内容」の業務区分の関係事務に関する実施能力を審査し、認定を付与する。

(2) 認定要件

水産関係公共工事等発注者支援機関は、以下の（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）の要件を全て備えたものとする。

- （イ） 公平性、中立性が担保されること。
- （ロ） 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること。
- （ハ） 水産関係公共工事等の特性及び関係する法令・基準・事業制度等に精通していること。
- （ニ） 発注関係事務の遂行に必要となる3. に規定する支援技術者（支援機関に所属する技術者）が常時確保されていること。
- （ホ） 水産関係公共工事等に関する発注関係事務について、豊富な受注実績を有していること。

2. 支援する業務内容

発注者（国又は都道府県、市町村等の補助事業者）が支援機関に委託することができる発注関係事務は、下表のとおり区分しています。

業務区分	業務内容
① 設計・積算補助	・ 設計図書（仕様書、図面等）の作成補助 ・ 積算書（積算、積算参考資料）の作成補助
② 技術審査補助	・ 入札に関する技術的（総合評価方式等）資料及び参考資料等の作成補助 ・ 技術的資料の審査業務補助
③ 監督補助	・ 工事の監督補助 ・ 施工段階確認補助 ・ 施工状況及び体制の評価補助
④ 検査補助	・ 中間及び完成時の検査補助 ・ 施工者及び担当技術者の評価補助

3. 支援技術者の要件

次の要件をすべて備えている必要があります。

(1) 資格及び認定の要件

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)のいずれかの要件を満たし、且つ(二)の要件を満たしていること。

(イ) 技術士(総合技術監理部門(選択科目を「水産土木」)又は水産部門(選択科目を「水産土木」))を有していること。

(ロ) RCCM(水産土木部門)を有していること。

(ハ) 公共工事品質確保技術者又は1級土木施工管理技士のいずれかの資格を有し、かつ、水産工学技士(水産土木部門)を有していること。

(二) 水産関係公共工事等の発注者支援業務の従事者(管理技術者又は担当技術者)として延べ5年以上の技術的実務経験を有していること。

(2) 技術研鑽の要件

水産関係公共工事等に関係する学会、継続教育機構等(11ページの(参考資料)を参照)に加入し、技術の研鑽に努めていること。

4. 認定後の支援機関の遵守義務

支援機関が、「2. 支援する業務内容」のうち①又は②に関する発注関係事務の委託を受ける場合、支援機関並びに支援機関と資本及び人的関係にある者は、当該事務に関わる一切の工事又は業務への会計法第二十九条の三第一項又は第三項の規定による競争を行わないこととする。

5. 認定の取り消し

支援機関が以下のいずれかの要件に該当することになった場合、協議会は認定を取り消すものとする。認定の取り消しは、理由も付して通知する。

(イ) 1.(2)認定要件を満たされなくなった場合。

(ロ) 4.の遵守義務を違反した場合。

(ハ) 当該認定に関する申請内容に虚偽があった場合

(二) その他、協議会が、認定の付与に対してふさわしくないと判断した場合

6. 申請書の受付期間

令和7年12月15日～令和8年1月16日(当日消印有効)

7. 申請に必要な書類

- ① 水産関係公共事業等発注者支援機関認定申請書
- ② 発注関係事務等の受注実績確認書（別紙①）
- ③ 支援技術者の業務経歴書（3.（1）に該当する支援技術者：有資格の合格証のコピー添付を含む）（別紙②-1）
- ④ 業務従事期間整理表（別紙②-2）

8. 認定申請書の送付先

- (1) A4版の封筒に「機関認定申請書」在中と朱書きして、申請機関の住所、機関名を記入してください
- (2) 上記封筒に必要な申請書類を入れて、下記事務局宛に配達記録郵便で郵送してください。

[認定申請書の送付先]

水産庁 漁港漁場整備部 事業課 施工積算班 課長補佐 後藤
担当係長 阿嘉

〒100-8907 東京千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎第1号館8階

TEL：03-3502-8494（直通）

9. 認定証の交付

提出された書類を協議会において審査し、要件の全てを満たしている機関には、協議会より認定証を交付します。

10. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定の有効期間

認定の有効期間は、認定日の翌日より5年後の年度末までとする。なお、再申請については、有効期限以前に認定の手続きを行うものとする。

個人情報取扱いについて

1. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会は、申請者のプライバシーを尊重します。
2. 水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会は、申請の際に必要な事項として氏名、生年月日、住所等の機関及び個人情報を収集します。これらの情報は、水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度の円滑な遂行のために利用するもので、これ以外の目的では利用しません。
3. 申請の際にご提供頂いた申請書の内容を外部に意図的に公開したり、提供したりすることはありません。
4. 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会はその要請を拒否し、申請者のプライバシー保護を遵守します。
5. 申請者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止します。

水産関係公共工事等発注者支援機関認定申請書

申請年月日	令和 年 月 日	申請 分類	新規認定 ・ 継続認定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注関係事務において、公平性、中立性が確保されるよう努めることと、法令の遵守及び高度な守秘義務を誓約します。 ・ 並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。 			
機関名	Ⓜ		
現住所	<p style="margin: 0;">〒 -</p> <p style="margin: 0;">TEL :</p> <p style="margin: 0;">E-Mail :</p>		
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会社概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の写し（役員名簿も含む） ・ 業務概要 <ul style="list-style-type: none"> ※ パンフレットも含む 2. 受注実績確認書等（別紙①、別紙②-1 及び別紙②-2） 3. その他（要件を満たしていることが解る資料） <ul style="list-style-type: none"> 例 （公共性、中立性や守秘義務が示された社内規則等） （※各資料とも様式は自由です） 		

支援技術者の業務経歴書（新規認定／継続認定）

- ・ 支援技術者の業務経歴を記入してください。
- ・ 業務経歴及び業務従事期間に虚偽の記載が判明した場合は、支援機関の認定を取り消すものとします。
- ・ 用紙1枚で足りない場合は用紙をコピーしてください。
- ・ 担当した具体的な業務の従事期間については、別紙②-2「業務従事期間整理表」に記載してください。

令和〇年〇月〇日現在

フリガナ				生年月日・年齢
氏名	大・昭・平		年 月 日	(歳)
所属部課名			現職の 役職名	
有資格名			合格番号	
※合格証（又は、登録証）のコピーを添えてください。				
業務経歴期間	(和暦) 年 月 日 ~ 年 月 日まで (年 か月)			
業務経歴の概要				
担当した具体的 業務内容及び従 事期間、業務区 分（①～④）	1	(業務名) 〇〇業務 (TECRIS等) 〇〇 (TECRIS登録番号等記載) (業務内容) 〇〇 (従事期間) 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 (〇か月)		(業務区分) ※1
	2			
	3			
	4	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 行は適宜追加して作成してください </div>		
業務従事期間の合計 (※2)	〇年〇か月			
加入学会、継続教育機構名、会員NO、 加入年、取得単位情報(※3)	学会、継続教育機構名 ()			

	会員NO ()
	加入年 ()
	取得単位 ()

※1 業務区分欄には、次に該当する番号(①~④)を記入願います。

業務区分欄 : ① 設計・積算補助, ② 技術審査補助, ③ 監督補助, ④ 検査補助

※2 業務従事期間の合計については、空白期間を除き、業務の重複期間は計上せずに記載願います。また、別紙②-2「業務従事期間整理表」と整合させるよう願います。

※3 学会、継続教育機構及び推奨単位については、次ページの「参考資料」を確認願います。

○業務従事期間整理表

水産関係公共工事等の発注者支援の立場として「5年以上」の技術的実務経験を有していることの整理

- 申請者 : ○○
- 業務経歴期間 : ○年○か月 ○年○月○日 ~ ○年○月○日まで(※1)
- 業務従事期間 : ○年○か月 (※2)(※3)

(記載例)

業務内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	(平成30年7月12日～令和元年3月11日)						
2	243日	223日 (令和元年8月1日～令和2年3月10日)					
3			260日 (令和2年7月6日～令和3年3月22日)				
4				430日 (令和3年1月20日～令和4年3月25日)			
5					313日 (令和4年5月16日～令和5年3月24日)		
6			重複期間			219日 (令和5年7月24日～令和6年2月27日)	257日 (令和6年6月3日～令和7年2月14日)
7							
8							
9							

空白期間	空白期間	空白期間	空白期間	空白期間	空白期間	空白期間
243日	223日	628日 (重複期間を除いた日数)		313日	219日	257日

※1：業務経歴期間： 5 年 7 月 3 日 (平成30年7月11日～令和7年2月14日) のうち

※2：業務従事期間： 1883日 (243 + 223 + 628 + 313 + 219 + 257) / 30日 = 62か月 (小数点以下端数切り捨て)

※3：1 か月 = 30日で計算してください = 5年2か月 > 5年

【学会、継続教育機構及び必要単位に関する審査基準】

- ・ 支援技術者の「技術の研鑽」要件として、下表に示す学会、継続教育機構への加入状況や、単位取得状況を確認するものとします。
- ※ 下表は、主な団体名及び必要単位を示したものであり、これら以外で技術研鑽を示す事が可能な団体への加入状況及び単位取得状況を示すこともできます。
- ・ 単位取得を証明する認定証等の写しを提出願います。

加入団体名	必要単位	
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会		標準
	1年間で	20 ユニット
	2年間で	40 ユニット
	3年間で	60 ユニット
	4年間で	80 ユニット
	5年間で	100 ユニット
(公社) 土木学会	1年間で、50 単位	
(公社) 日本技術士会	3年間で、150CPD 時間 (年平均 50CPD 時間)	
(一社) 建設コンサルタンツ協会	1年間で、50 単位	
(公社) 地盤工学会	1年間で、50 ポイント	